

第36回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年1月20日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 23名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	24番 渡邊 喜一
25番 笹生 猛	27番 佐久間 清	

5 欠席委員 3名

18番 川名 康夫	22番 葛田 吉弥	26番 藤井 幸光
-----------	-----------	-----------

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

開 会

平成28年1月20日午後2時57分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第36回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員、22番、葛田吉弥委員、26番、藤井幸光委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、関憲夫委員、3番、高浦芳一委員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページをごらんいただきたいと思います。本件は、平成27年12月28日付で提出がありました。

場所は、総会資料1ページから2ページ、神納字樽井の5筆となります。現地は田で、権利の種類は賃貸借権の設定で、貸借期間は10年となります。

申請人につきましては、袖ヶ浦市 に在住しており、これまで個人経営にて営農していたものを法人化し、農業経営の拡大と安定をしたいとのごことでございます。

総会資料9ページから16ページに農業経営実施計画書を添付しております。経営計画につきましては、君津農業事務所改良普及課にて指導を受けて作成したものとことです。

本件は、運営委員会案件でありまして、運営委員会においては就農意欲、営農能力、収支計画等について審査をしていただいております。

農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営耕地はありません。

農作業用機械につきましては、耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われま

す。下限積要件につきましては、全体で5,105平方メートルで、50アール要件を満たしております。

農作業常時従事日数については、世帯で450日従事する計画となっております。

権利取得後は、周囲は水稲作地帯であり、今後もこれまでどおり水稲の作付けをするということです。

また、地域の水利利用調整に協力し、農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等については地域の

防除基準に従うとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第1号整理番号1号につきましては、市内在住の個人が農業生産法人を設立し、農業経営の安定と拡大をしたいとするものであります。

権利の種類は賃貸借権の設定で、1月13日に運営委員会を開催いたしまして、現地調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1月13日の午後3時15分から運営委員6名と担当地区農業委員及び事務局において、譲り受け人立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地調査については、申請地である田を確認いたしました。

現地は耕うんされておりましたが、水がたまっている状況から、深く潜るのではないかと、またあぜの草刈りについてきちんと草刈りを行うようにとの意見が出ました。

申請人からは、潜ってしまう場所については客土し、水田として耕作していくことと草刈りも行うとの回答がありました。

その後午後4時30分から審査会を開き、審議をいたしました。

審査会では、事務局から申請概要の説明を受け、譲り受け人からの就農に対する考えを伺った後、各運営委員からの質疑にお答えいただきました。

今回譲り受け人は農地法第3条による賃貸借権を設定し、農地を借り受け、農業生産法人として新たに営農したいということでありましたので、法人の営農意欲、営農能力、収支計画及び資金計画などに留意し、審査をいたしました。

委員からは、現地確認の状況から、借り受けする田については湿田で深いと思われるので、機械などが潜ってしまうと思うが、埋め立てして畑で耕作してはどうかとの意見が出ました。

申請人においては、潜ってしまうところについては土を入れて水田として使用することでした。また、今後は田でも乾いたところには野菜をつくりたいとのことでした。

将来的に担い手不足が問題となってくると思うが、周囲の農家の方から耕作を依頼されるようになると思うが、受けられるかとの質問に対しては、今後の経営の状況を見ながら、地元からの依頼があれば、基本は稲作が中心となるが、ソバや黒大豆の作付をして農業経営の拡大を図っていきたいとのことでした。

そのほかの質問に対しても適切な回答がなされ、営農意欲もあると認められることから、採決の結果、議案第1号整理番号1につきましては運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、平成28年1月5日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲り渡し人は、遠方で耕作できないことから譲りたいとのことです。譲り受け人においては、農業経営拡大のため申し出を受けるとのことです。

総会資料17ページの位置図をごらんください。場所は、神納字古川です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、草刈りされておりました。

総会資料19ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありませんが、湿田で機械作業ができない土地とのことです。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で420日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い、地域の農地利用調整に協力するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。1月の12日午前10時、現地にて譲り受け人、 さん並びに代理人の さん立ち会いのもと、現地を確認し、説明を受けました。現地は畑で、枯れ草を刈り取り、耕うんされていました。また、隣接する住宅には息子さん、これは次男の方です、住んでいるので、隣地であり、取得したいとのことでした。取得後は、露地野菜を作付けすると話していました。

なお、現地につきましては、袖ヶ浦のバスターミナルより西側に約250メートル進行した場所にあります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。ただいま多田委員さんが言われたとおりでございます。そして、譲り受け人の さんのほうは、会社を退職後農業をやっておられたのですが、現在は体調不良になり、家のほうは奥さんと弟さん、そして子供、3人で規模拡大をしながら農業のほうをやっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が自身の所有する農地をみずから住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成27年12月24日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、県道千葉鴨川線、花川橋の西側約700メートル、県道南総昭和線沿い、ひらおかの里農村公園付近の下泉地先に位置し、農振農用地ではありますが、平成25年10月17日付にて転用申請部分の除外がされております。

土地利用計画については、総会資料21ページのとおりであり、木造平家建て住宅1棟の建設予定となっております。

排水については、汚水雑排水は市の集落排水に接続し処理し、雨水については隣接する市道側溝に放流する計画となっております。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。12日の10時に さんと代理人の さんと私とで現地確認をしました。現地は、事務局のおっしゃられたところのところです。地目は田んぼなのですが、作物栽培はされておられず、しかしきれいに土地はならされておりました。作物栽培がなされていない理由は、10年ほど前の土地改良で土地のかさ上げがなされたために水を入れても抜けるようになってしまったらしくて、田んぼなのですが、水田として利用もできず、だからといって畑としても利用不能となってしまったということでした。農地転用してまでここに住宅を建てる必要が生まれた理由は、現在の敷地に建てかえをしようすると、崖条例にひっかかりまして、竹やぶが8メートルの高さで敷地の左側にはあるのですけれども、8メートルのやぶの高さだと2倍の16メートル下がってないと建物を建ててはいけないという崖条例があるらしくて、そうしますともう既に敷地が足りなくなる状態なので、やむを得ずこの県道沿いを建てかえ場所に選んだということでした。竹やぶは、見るからに危なくて、転居の必要性は大変高いものと思われました。諸手続が踏まれている現在、転用はやむを得ないかなというふうに思われます。

特に問題はないと思われませんが、ご審議よろしく願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、ちょっと確認なのだけれども、汚水は集落排水に流

すというのだけれども、それは最終的にどこに行くのですか。市の下水処理場に行くのですか。その辺のところわかったら教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。場所的に行くと、三箇の の近くになると思うのですけれども、集落排水の最終処分場というところがありますので、そちらのほうに流れております。

○24番（渡邊喜一君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の6については関連がありますので、一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号の整理番号の1ないし6についてご説明いたします。

議案4ページから5ページをごらんください。本件は、千葉市の法人が市内外在住の所有者から申請地を売買により取得し、建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成28年1月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、JR内房線袖ヶ浦駅の北側約450メートル、袖ヶ浦駅海側土地区画整理区域に近接しており、住宅と農地の混在することから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料24ページのとおりであり、18区画の建て売り分譲住宅の計画と

なっております。

排水については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、市道側溝へ放流、雨水については浸透貯留槽を設置し、抑制の上、同じく市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第3号の整理番号1から整理番号6については、建て売り分譲住宅用地として譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得して転用しようとするものであり、1月13日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、申請人及び代理人に出席いただき、午後2時45分から実施し、対象農地の確認をするとともに関係者から説明をいただきました。

現地での主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

まず、道路の整備計画についての質問に対して、計画区域内は幅員6メートルの側溝つき道路を設置し、既存の市道についても側溝を整備の上、6メートルに拡幅するとのことでした。

排水関係については、雨水が道路側溝に放流されるとのことだが、容量的に問題はないかとの質問に対して、各戸に貯留槽を設置し、抑制の上、放流するとのことでした。

次に、計画区域内の埋め立てられている部分について、その経緯を確認したところ、それぞれ所有者がかわっており、前の所有者が20年以上前に行ったと思われるとのことでした。

最後に、東側の隣接地が既に宅地開発されており、その道路と今回新設する道路が接続するとのことでした。

審査会においては、申請人及び代理人の出席とあわせ、隣接する高須川において現在改修工事が行われていることから、市の都市建設部長及び下水対策課長にも出席をいただき、午後3時45分から市役所会議室にて行いました。

初めに、高須川の改修工事において申請地の一部が工事用地として使用されていることについて都市建設部長からおわびがありました。

続いて、事務局からの議案説明を受けた後、申請人及び代理人からの説明を受け、その後各委員から質問があり、申請人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

まず、既存の市道の高さはどのようになるかとの質問に対して、既存道路の高さは変わらない、計画区域は中心部分が一番高くなり、道路に向かい低くなっていくとのことでした。また、道路に附帯する側溝は、重さ25トンまで対応が可能とのことでした。

隣接者への説明についての質問では、隣接者のほか、近隣の居住者にも開発の説明を行ったところ、意見などはなかったとのことでした。

計画区域内に公園の設置が予定されているが、どのような公園となるかの質問に対しては、市の指導に基づいた公園を設置するとのことでした。

また、現地の状況としては、開発の計画がされた時点において耕作はされておらず、雑草などが繁茂した状態であったとのことでした。

最後に、都市建設部長へ今後の公共事業において農地を使用する場合には事前に協議などを行い、取り扱いに注意するのこを伝え、了解をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第3号については許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の6について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の6については許可相当と決定いたします。

議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 総会資料6ページになります。議案第4号整理番号1から2につきましては、袖ヶ浦市の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行に関する案件です。

この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから、農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出をさせていただいておりますので、本申請についても許可とするか、あわせてご審議をお願いいたします。

袖ヶ浦市による公売にかかわる物件につきましては、総会資料26ページから31ページに整理番号1から3の位置図を添付しておりますので、参考にしてください。

総会資料26ページが売却区分番号54の1で、26ページの左上に番号を記載しております。下新田字島合186番地です。

次に、28ページが売却区分番号55の1で、総会資料28ページ左上に番号を記載しております。神納字古川1375番1です。

次に、30ページが売却番号55の2で、総会資料30ページ左上に番号を記載しております。神納字袴摺1479番地及び1480番1です。

袖ヶ浦市の公売に係る物件は3件で4筆となりますので、ご確認ください。

入札日は平成28年2月の2日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございますので、以下省略させていただきます。

議案6ページをごらんください。議案第4号整理番号1につきましては、売却区分番号54の1、55の1、55の2の3件4筆の入札に参加したいとする案件で、申請理由は農業経営の拡大であります。

議案資料32ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、河川敷であり、草刈りをして管理しているとのことです。また、進入路がなく、20年以上前から山林となっている土地とのことです。貸付地がありますが、戦後間もなく先代が貸した土地で、現在も借り受け人が耕作しているとのことです。

農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日とのことです。

下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

田については、これまでどおり水稻を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井進君） 5番、柳井です。きのう川名委員より報告を受けましたので、発表いたします。

昨年2回、別の農地の買受適格証明書発行の件で皆さんの賛成により公売に参加し、農地を取得いたしました。今回も田を取得し、米をつくりたいとのことです。米づくりは、蔵波に住んでいる弟さんと協力し、頑張っており、非常に意欲が感じられます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の1については、買い受け適格者として証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

次に、第4号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号2についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。議案第4号整理番号2につきましては、売却区分番号54の1、55の1、55の2の3件4筆の入札に参加したいとする案件で、申請理由は農業経営の拡大であります。

資料33ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、耕運機、農用トラック、草刈り機を所有しており、水の管理や草刈り等はみずから行い、機械作業や刈り入れ等については委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で120日とのことです。

下限面積要件につきましては、現在申請人が耕作権を有している農地面積は3,020平方メートルとなっております。今回の公売において全てを落札した場合は5,952平方メートルとなります。また、売却区分番号54の1、55の1の2件を落札した場合は5,037平方メートルとなり、50アール要件を満たすこととなります。このことから、申請人は公売物件全てを落札するか売却区分番号の54の1、55の1の2件を落札しなければ50アール要件を満たせませんので、農地法第3条の許可基準を欠くこととなりますので、許可とはなりません。

田については、これまでどおり水稻を作付していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。
20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。1月10日に本人が私のところへ来まして、今の状況で行くと3反しかないので、農業計画で拡大するためにはどうしても土地を買って広げていきたいと。農業意欲は非常にありまして、私よりもちょっと年は上なのですけれども、まだまだこれから農業はやっていかなければいけないというような意欲がありまして、私としてはぜひともお願いしたいと思います。
以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号の2については、買い受け適格者として証明書の交付並びに附帯決議として先ほど事務局からの説明がありましたが、執行機関において下限面積要件を満たす落札をした場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については申請のとおり証明書の交付をすること並びに下限面積要件を満たす落札をした場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

議案第5号 平成27年度第9次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成27年度第9次農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、委員の家族にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第5号 平成27年度第9次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が14件で372.90アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）16ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積につきましては、単位はアールとなっておりますが、平方メートルでの記載となっておりますので、ご注意ください。大変申しわけございません。失礼いたしました。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は10.21アール、更新でございます。

さんが申請件数は6件で、申請面積は232.48アール、これは新規の借り受けとなります。

また、今回利用権の設定のうち28の1の8から28の1の14までの7件につきましては、農地中間管理機構である千葉県園芸協会への貸し付けとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。今の説明の中で、単位の訂正があったのですけれども、説明のときはアールに戻ったのはなぜですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 単位につきましては、一応平方メートルで記載されておりましたけれども、従来アールで説明させていただいておりましたので、アールに直して説明させていただきました。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 趣旨はわかろうとしていますけれども、やっぱり書類に基づいてきちっとご説明していただくようにしないと、もともとまず訂正をして、また従来どおりというのは混乱を招きますから、きちっと書類に基づいたご説明をしていただくように今後お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） そのようにお願いします。よろしいですね。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はほかにないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〔12番 宮嶋十郎委員着席〕

議案第6号 平成27年度第2次農用地利用配分計画案に対する意見について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成27年度第2次農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題といたします。

農林振興課、川辺君。

○農林振興課（川辺孝昭君） 農林振興課、川辺と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第6号 平成27年度第2次農用地利用配分計画案につきましてご説明を申し上げます。

本配分計画につきましては、先ほど議案第5号の整理番号28の1の8から同じく14までの農地につきまして、農地中間管理機構であります千葉県園芸協会から借り受け希望者への農地の貸し付け計画となります。

今回は2件の配分計画がございます。

まず、1件目でございますが、2ページをごらんください。横に見ていただきまして、上段、中央に農地の借り受け者といたしまして農事組合法人 さんになります。借り受けする農地につきましては、下段の表のとおりでございます。議案第5号の各筆明細書で申し上げますと、整理番号28の1の9から14に掲載の農地、大首根、勝の14筆、合計1万1,991平方メートルを借り受けする内容となります。

次に、2件目でございますが、12ページをごらんください。農地の借り受け者は の さんでございます。横田の農地1筆、田1,030平方メートルを借り受けする内容となります。議案第5号の各筆明細書で申し上げますと、整理番号28の1の8に掲載の農地を借り受けするものでございます。

以上で2件の配分計画の概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年12月1日から平成27年12月31日までで7件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

宮嶋委員。

○12番（宮嶋十郎君） 宮嶋です。実は蔵波地区の農業の後継者が困っていることがあるので、ちょっとここで言わせていただきたいと思います。

実は の という銘を打って の市場に出荷している の のグループがあるのですが、袖ヶ浦市の農地を大量に借り上げて を生産しています。借地料も強引に引き上げて、蔵波、野田方面の農家の青年たちの土地を強引に取り上げて規模を拡大しております。その青年たちというのは、前に我々も行ったことがある の若い人たち、その人たちも含まれております。袖ヶ浦の農業者などから話を聞くと、上泉のほうでは1反借地料 万円を払って土地を借り上げているそうです。野田地区のほうでは、畑の土づくりが完成して、これから畑として使おうというときになって地代を上げてその土地を取り上げているという次第であります。こうい

うことがまかり通って、 の会社としてやっている、 の農家というよりも企業があるのですが、これなぜ気がついたかという、私どもが畑で仕事やっているときに、同じように土地を借りて農業やっている方がいるのですが、その方が宮嶋さん、実は借地料を払いに行こうと思うのだけれども、それはうちのほうの地区の土地なのですけれども、 万円でいいのだろうか、そういう話を私聞いたのです。どうしてなのだとしたら、角山の畑は全部その の人たちが 万円で土地を借り上げている。だから、自分も 万円払わなければいけないのだろうか。 万円の地代を払うようになると、私はこれ以上農業を続けていく力もないし、困っているのだけれどもという話でした。うちの子供たちは全部 万円で借りれるのですが、そういうふうに自分の意見がはっきり言い出せない人たちは、泣き泣き地代が 万円で済まないところに食い込まれると、その地代を 万円とかにされてしまうと、みんな土地を取り上げられてしまうような形になるのですが、それが今の実態なのです。農業委員会で借地料の平均単価というのを春ごろ出してもらったのですけれども、そういうふうにさせることはできないものかどうか。企業としてやっている の農家なのですが、その人たちの実態を調べると言えば調べられますけれども、私ども個人で、例えば袖ヶ浦の の青年たちの力をかりて調べることもできますが、農業委員会のほうで調べることはできないものかどうか。袖ヶ浦の農業を振興させることを第一とすれば、 から事業として農業をやる人たちに土地を貸して、その人たちの好きなようにやらせるのを防ぐことはできないかどうかを皆さんの知恵をおかりしたいと思ひまして、私どももうすぐ役終わるのですが、その前に、前から考えていたのですけれども、いつか言わなければいけないとは思ひまして、きょう言わせてもらったのです。よろしくちょっと考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長(中川喜一郎君) ただいまの宮嶋委員の件で事務局のほうで何かあったらお話しいただきたいのですが。

○25番(笹生 猛君) ちょっといいですか。

○議長(中川喜一郎君) どうぞ。

○25番(笹生 猛君) 問題整理しませんか、今の。問題点がいっぱいあったと思うし、問題点が整理される中で、それが農業委員会で扱えることなのか、扱えないことなのかということも含めて整理しないと、これはちょっと扱えない。ざっくり問題があるのではないかというふうにしか私も理解できなかったので、まず問題の整理をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(中川喜一郎君) もう一遍宮嶋さん、二、三あると思ひますけれども、何かいろんな話が出ましたから、1つずつ問題点、困っている点というか。

〔何事か言う人あり〕

○12番(宮嶋十郎君) 地代が一つあるね。それから、こっちの農家の青年たちのやる気をそぐということ……

地代に限ってもいいわけだね。

○議長（中川喜一郎君） 1つずつ行かないと。地代が幾らというようだから。万円と万円ってあるので、一般的なものがあるかもわからないけれども。

○12番（宮嶋十郎君） だから、地代を上げて土地を借り上げている。

○議長（中川喜一郎君） まず、1点目が、地代が万円から万円って宮嶋さん今言われましたけれども、地代を上げて土地を借りる、その問題。これは、地区は2つぐらいあると思いますけれども、それは安いにこしたことはないと思いますが。

○12番（宮嶋十郎君） 貸す側にしたら、それは高く貸したほうが良いとは思いますが、でも借りる側の人たちからしたら……

相場を上げている。

そうすると、ほかのところも自分がどこか借りるのも高くなってしまふということ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） この件は、今畑の話だと思いますけれども、田んぼを貸して小作、品物あるいはお金でやりとりする、いろいろあると思います。今皆さんに何かいい方法はないかと聞いたのは、畑のつくられている家の関係だと思いますが。

○25番（笹生 猛君） あと、のブランドの正当性がということもありますよね、今の話だと。その土地の外でつくることが適切なのかどうかということ。

○12番（宮嶋十郎君） だから、の生産者組合の人が袖ヶ浦の畑でつくったをブランドで市場に出していること自体、それは産地偽装になるのではないかと。それも一つの。

○25番（笹生 猛君） 借り方の問題というのはあるのですか。その借りる人たち、お金とかではなくて、強引に借りているみたいな話だと。

○12番（宮嶋十郎君） 強引に、だから畑を、要は地主が一人で、今は借り手、青年たちがいるところに地代を上げて借地権をとっている。

○21番（御園 豊君） ブランド問題は、川原井の畑も相当な面積を使っていますね、今。

○25番（笹生 猛君） ですか。

○21番（御園 豊君） 。林にも1町5反ばかりつくっていますね。

○議長（中川喜一郎君） 同じとか。

○10番（多田總一郎君） 神納のほうでも、の人たちがやっぱり作付しているのですよ、の。みんな大型機械で畑を耕うんして、それで作付しているのです。だから、期間はどのぐらいで設定してあるのか、貸し手と借りる側は。

○21番（御園 豊君） 恐らく推測だけれども、ざっと見渡しても10町歩ではきかないです。何十町歩という数字の面積だと思われます、袖ヶ浦地先。

〔何事か言う人あり〕

○21番（御園 豊君） ここのいきさつについては、ちょっと耳にかじったような話なのですけれど

も、今までは、去年の春ごろまでかな、は大体1件当たり10町歩を目標として　の方々は生産していたようです。ところが、選別機とか、そういった大幅に能力をアップする機械を入れかえたと。それが一昨年の　をもらって、その後に経営拡大するというので、1件頭20ヘクタールを目標に拡大し始めたという話は聞きました。ですから、機械を大きくしたわけですから、当然それに見合う生産もしなければならないということで、それから袖ヶ浦地域へ大分入り込んできて、競争で借り始めていますから、そこら辺が一つの……

○議長（中川喜一郎君）　局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君）　今宮嶋さんのほうから　についてお話がありました。今ここで皆さんと議論しても、なかなか結論づけるのはちょっと難しいかなというふうに思います。この後事務局のほうと宮嶋さんのほうでこのお話の問題点の整理、それから対応策の検討、こういったものをちょっと整理をさせていただいて、次回の総会に改めてご提案というふうな形はいかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君）　どうぞ。

○25番（笹生　猛君）　それで間に合いますか。間に合いますかというのは、この3月いっぱい解散になるわけではないですか。そのことが引き継がれてやれるというのであれば、もちろんそれも一つの手ですけれども、今の宮嶋さんの話の意図だと、この中でできることをやったらどうだと、私はそう聞こえたので、それで十分間に合うのであれば、別に反対しているわけではないので、その辺はどうでしょうか。

○議長（中川喜一郎君）　どうぞ、局長。

○事務局長（佐久間泰利君）　先ほどもちょっとお話ししましたが、2月、3月と2回ほどございます。もし仮にその2回で結論が出ない場合は、やはり次の農業委員さんに課題として持ち越しというふうなことにはなろうかと思いますが、2回ほどありますので、その中で私どもも含めて現地の状況把握ですとか、そういったものを整理させていただいて、次回の総会に提案したいと。そこで皆さんで議論して、一定の方向づけができれば、3月の総会でそれをまとめ上げるというふうなスケジュールでいかがでしょうか。

○議長（中川喜一郎君）　ただいま局長が言われたことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君）　それでは、宮嶋委員にはあと2カ月ありますので、内容をよく詰めて事務局のほうと相談しながら方向を決めてください。事前にもうちょっと整理して、事務局と折衝してください。よろしくをお願いします。

○12番（宮嶋十郎君）　ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君）　ほかに皆さんから。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君）　事務局のほうから何かございますか。

どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。お手元に議案の案という形で配付させていただきました一枚紙のものがございます。下限面積及び設定理由並びに毎年の見直し、公表についてということで、農業委員会は農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。現在袖ヶ浦市は農地法第3条第2項第5号により下限面積基準を50アールとしております。しかしながら、新規に農業を誰でもができるようにすることなどへの観点から、毎年見直すべきことの通知がなされています。このことから、本市農業委員会においても下限面積の見直しが必要かどうか判断しなければなりません。しかし、仮に下限面積を下げることとした場合、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないうこと、また新規就農に当たっては下限面積未滿の者の数が増加することにより農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが懸念されます。

本市では、市内の農地で大きな条件の違いがあるとは言えず、特別な事情もないことから、下限面積につきましては農地法で定められているとおりとし、現行の下限面積50アールの変更を行わない考えでおりますが、次回の総会で議案として審議していただくことを予定しておりますので、見直すか現行のままとするか、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。事務局の議案をつくるためにも意見を願います。

○議長（中川喜一郎君） 今事務局から説明ありましたが、何かご意見ありましたら。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。今説明させていただきましたが、ご意見等ないという判断のもと、次回変更なし、下限面積要件につきましては50アールということで議案上程させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○事務局（在原浩一君） では、よろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） ほかに事務局からありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第36回農業委員会総会を閉会をいたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時03分 閉会